

デジタル分野に関する 日本国総務省及びルクセンブルク大公国首相府の間の協力覚書

日本及びルクセンブルク大公国（以下個別に「国」といい、まとめて「両国」という。）は、自由、民主主義、法の支配及び人権の尊重といった共有する価値及び原則に基づき、およそ一世紀にわたる外交関係の堅固な基盤を基礎とし続けてきた。

日本国総務省及び本件の目的のためメディア・連結性担当大臣が代表するルクセンブルク大公国首相府（以下個別に「当事者」といい、まとめて「両当事者」という。）は、

2027年の外交関係樹立100周年に向けて二国間関係を強化することを希望し、

両国の経済的・社会的発展を促進する観点から、デジタル分野における相互に有益な協力を強化することを目的として、

以下の認識に達した。

第1項 目標

この協力覚書（以下「MOC」という。）の目的は、各国の国内法及び規則に沿って、デジタル分野における両当事者間の協力を深めることである。

第2項 協力分野

両当事者は以下の分野で協力する。

- 1) 安全・安心・信頼できる AI
 - a) 広島 AI プロセスに沿った安全・安心・信頼できる AI の世界的な普及に向けた協力。
 - b) 各当事者が策定する AI に関する規制やガイドライン等の、AI ガバナンス

の枠組み間の相互運用性確保に向けた取組に係る情報共有。

2) サイバーセキュリティ

- a) ICT 分野におけるサイバーセキュリティに関するベストプラクティスや人材育成のための取組に係る情報共有。

3) 宇宙通信

- a) 衛星光通信及び宇宙ネットワーク分野における研究開発の推進。

第3項 実行

第2項に規定する両当事者間の協力は、次の方法により行うことができる。

- a) 両当事者の担当者間による情報交換（オンラインによるものも含む。）。
- b) 両国の官民によるものを含む、セミナー、ワークショップ、シンポジウムや他の関連するイベントの開催。
- c) 相互の関心事に関連する共同のプログラムやプロジェクトの実施、そして
- d) 両当事者が共同で決定する、その他の形式の協力。

第4項 ガバナンス

- a) 両当事者は、この MOC が国際協定とはみなされないこと及びいかなる法的権利又は義務を構成又は創設しないことを認める。
- b) 両当事者は、この MOC の下での協力を通して交換した情報や文書を意図した又は定められた目的以外に使用しない。一方の当事者は、このような情報や文書を事前の書面（Eメールなどの電子的な方法を含む。）での他方の当事者の同意無しに第三者に共有しない。
- c) この覚書は、その署名の日を開始し、3年間継続する。この期間は、いずれか一方の当事者が他方に対し次の条件に従って更新しない旨の決定を通知し

ない限り、更に同一の期間、自動的に更新される。

d) この覚書を更新しない、又はこの覚書の適用を停止する旨の決定は、現行の期間の終了の日又は停止の日の少なくとも 60 日前に、他方の当事者に送付されるものとする。

e) この覚書は、両当事者間の書面（E メールなどの電子的な方法を含む。）による合意により、いつでも修正することができる。

2026 年 5 月 4 日にルクセンブルク大公国ルクセンブルク市にて、どちらも同等の価値を有する英語による 2 つの原文に対して署名された。